

予 防 危 第 4 号

令和3年11月12日

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

中仕切りのある地下貯蔵タンクの漏れ防止対策について（通知）（案）

漏れ防止措置が必要な中仕切り構造の地下貯蔵タンクで、漏れ防止対策を施工した部分と漏れ防止対策未施工部分が存在する地下貯蔵タンクにおいて、漏れ防止対策未施工部分のみを休止する行為は下記により認められない。

記

- 1 消防法（昭和23年法律第186号）第11条に基づく許可は、例えば地下タンク貯蔵所の場合、中仕切り等関係なく外面保護した一体を規制範囲としているので、半分休止、半分廃止等の取扱いは許可施設として成立しない。
- 2 平成22年7月8日付消防危第144号「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」において、漏洩処理及び休止対象となるのは地下貯蔵タンク単体であり、一部分の構造のみの防止対策を示していない。